



第23条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第24条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第25条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、熊本県護国神社に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年5月末日までとする。

(設立時役員)

第28条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 坂本泰彦

設立時理事 宮崎國忠

設立時理事 塚本保嗣

設立時理事 田口裕也

設立時代表理事 田口裕也

(設立時社員)

第29条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

熊本県菊池郡大津町大字大津1450番地12

設立時社員 坂本泰彦

熊本県天草郡苓北町志岐3番地

設立時社員 宮崎國忠

福岡県福岡市東区松島3丁目9番15-604号

設立時社員 塚本保嗣

熊本県熊本市西区池田2丁目2番50号 コンフォール池田A-3

設立時社員 田口裕也

(法令の準拠)

第30条 定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。